

非国家語のラテン文字表記法

——中国の壮語（チワン語）の事例¹

The Romanization System for Vernacular Languages:

A Case Study of Zhuang Languages in China

吉川 雅之

1. 非国家語の継承を巡る現状について

本論は、中華人民共和国で考案されたラテン文字による非国家語の表記法から、カム・タイ語派（Kam-Tai branch）に属する^{チワン}壮語（Zhuang）のもの——中国での呼称に従って「壮文」と呼ぶ——を取り上げ、その字と音の対応関係を分析することで、表記法に施された絡繰りと絡繰りに投影された言語政策を考察することを目的とする。

1980年代に中華人民共和国で強調されるようになった非漢族地区における二言語（漢語と非漢語）併用教育に関連して、庄司（1987: 1207-1208）はソビエト連邦の事例も踏まえ、次のように警鐘を鳴らしている。

[...] たとえ民族同化の意図はないとしても、いままでの多くの例から、多数派言語の普及は結果的には少数民族語を衰退へと向かわせる第一歩であることはよく知られている²。

「中華人民共和国は56の民族から成る多民族国家であり、各民族は独自の言語や文化を有する」といった言表は、中国で言語政策が語られる際の不動の起点となっているように思われるが、二言語併用教育が強調された時期から十数年が経過した現在、この言表と現実との間には重

¹ 本論では壮語の音節を中国語学の視点から扱う。壮語の音節構造は、「声母 (initial) + 韻母 (rime) / 声調 (tone)」で表される。声母とは頭子音を指す概念であり、音韻論で言う開始部 (onset) に相当する。韻母は頭子音に後続する部分を指し、脚韻部に相当する。声調は音節全体にかかる音の高低変化である。韻母は韻腹と韻尾 (final) に細分される。韻腹はいわゆる主母音であり、中核 (nucleus) に相当する。韻尾は末音であり、末尾 (coda) に相当する。音声としての声母や韻尾が無い音節については、音韻解釈でこれらにゼロ (Ø) という値を設定することがあり、ゼロ声母やゼロ韻尾と呼ばれる。

本論では、表記法の字母や綴字は括弧を付さずに記し、言語音を表す国際音声記号は [] 内に記す。声調については、調類番号を // 内に記し、調値を五度法 (1 低、2 半低、3 中、4 半高、5 高) で [] 内に記す。調値に加えた下線は、韻尾が閉鎖音であるために音節の調音時間が短いことを表す。

² 庄司 (2003:720 脚注 24) でも同様の見解が述べられている。

大な乖離が生じ始めているように感じられる。漢語系諸語（一般に中国語の方言という認識で捉えられている言語群）の共同体であろうと非漢語（いわゆる少数民族語）の共同体であろうと、固有の言語から「普通話」（Putonghua）あるいはその亜種への急速な言語推移が、若年層で顕在化しているのである。これは過去半世紀以上に及ぶ、中華民族の共通語として「漢語（普通話）」を積極的に普及させるといふ、言語政策がもたらした現象である³。経済特別区である広東省深圳市や広西壮族自治区（以下、広西と略す）の省都である南寧市のように、本来普通話が話されていなかった地区で、現地式の普通話が土着の言語群に取って代わり、共通語化している事実は、比較的よく知られていよう。付（2008: 25-26）は南寧で固有の言語であった壮語が衰退した原因として、

- ①共通語や強勢言語の影響
- ②現実の需要に合わせる実用主義の言語態度⁴
- ③他民族との雑居

の3点を指摘している。しかしながら、普通話への言語推移は、決して多言語が混在する共同体や話者数の少ない言語集団でのみ起きているわけではない。筆者の見聞するところでは、1600万という人口を擁する最大の非漢族であり、かつ地理的に密集して分布している壮族の奥座敷——現地住民の99%が母語話者の県——ですら起きている。

勿論、固有の言語の衰退は昨今に始まるものではない。貴州省の省都である貴陽市の周辺について、1930年代から40年代にかけて、一部の地区では固有の言語である布依語（Buyei）がすでにコミュニケーション機能を喪失していたこと、そして1950年代中期には、別の地区でもはや布依語が家庭内で伝承されなくなっていたことが指摘されている（周 2009: 327）。中華民国期には、近代社会へと変貌する過程で、言語推移が始まっていたのである。また、1986年に広西東部の富川瑶族自治县で行われた調査では、勉語（Mien）を話す瑶族のみが居住する朝東郷高宅村でさえ、西南官話を使うことができる村民の数が、90%を超えていたことが判明している（『中国少数民族語言使用情況』: 140）。西南官話は漢語の一種であり、リングフランカとして中国西南部を広く覆っているため、これは長期にわたって進行した言語推移の結果を示す一例と考えられる。

国家の幾つもの地区で進行する言語推移に対して、中国の言語学者が無頓着であったわけではない。広大な分布と極めて多様な地理的変種を擁するシナ・チベット語族の研究の権威として知られ、長年にわたり野外調査に基づく記述研究と比較言語学に従事してきた孫宏開（Sun Hongkai）氏は、近年では言語保護に関する研究を展開し、孫（2001）では記述や録音による危機言語のデータ保存を行うよう、呼びかけを行っている。また、過去十年間に、中国国内では非漢語や危機言語に関する研究が大規模プロジェクトとして推進され、中央民族大学などから調査報告が叢書として刊行されるなど、言語体系の記述研究と言語使用状況の数値データは不断に蓄積さ

³ 中華人民共和国において、共通語としての漢語（普通話）の普及が正面から否定されたことが無い事実は、庄司（2003:700-701）で指摘されている。

⁴ これは庄司（2003:690）の指摘する、中国の言語政策で「民族にとっての民族言語は、民族意識や民族文化、民族性、母語性などとの関連においてではなく、もっぱらもっとも便利な伝達の道具と位置づけられるのにとどまった」ことと、表裏を成す現象であろう。

れてきた。

しかし、2001年に施行された『中華人民共和国国家通用语言文字法』によって、普通話が国家語という地位を明確に付与され（庄司 2003: 709-710、藤井 2003: 202）、その求心力が今後さらに強まることが予想されるにもかかわらず、土着の言語の保護や継承で、具体的行動に移され成功を収めた事例は、あまり耳にしない。その中で、石（2011）が漢語・苗語の二言語併用教育の実践経験に基づいて、教授法にまで踏み込んだ考察を展開しているのは、大変貴重である。

2004年に中国共産党第16回中央委員会で「社会主義和諧社会」（社会主義としての協調社会）の建設という社会戦略目標が提示されると、非漢語の合法的使用を目指す試みは「多語和諧」というスローガンを掲げるようになる。この試みは、09年には学術論文集『構建多語和諧的社会語言生活』（多言語協調による言語生活の構築）に結集を見ている。ただ惜しむらくは、所収の論文の多くはデータ収集や状況報告の域を脱しておらず、保護や継承を目指した実際の取り組み、特に言語学習のカリキュラムを論じるまでには至っていない。多言語社会の重要性を訴えながらも、打開策としての具体的行動を見出すのが困難な状況に在ると推測される⁵。

鄧（2006）は危機言語として土家語（Tujia）を取り扱った研究書であるが、危機言語に関する国際動向と概念や指標の説明に44頁、土家語の継承が危機的状況に陥った原因の分析と土家語の消滅がもたらす損失の説明に60頁という、多大な頁数を割いている。そこからは、中国では危機言語や言語保護といった事柄を社会として理解する素地が未形成であり、言葉を尽くして一から語らねば行政や民衆に理解してもらえない苦境が窺える。

他方、かつて社会主義の成果として設立された民族語学校では、1990年代およびそれ以降に、非漢語コースの縮小や閉鎖が起きている（包 2011: 80-85）。しかし、非漢語を継承させるための打開策は、当事者たる母語話者の無関心がボトムアップ方式による行動の可能性を封じてしまっている状況下で、概して等閑視されているのが現状のようだ⁶。しかも、仮に施政によりトップダウン方式で非漢語の学習が強力に推進されたとしても、難渋を極めることが予想される。ここで想起されるのが、ネトルとロメインが述べる次の条である。

ほとんどの言語政策は、地域で使われることに向けてよりも、国家的または国際的なレベルに向けられている。公式な政策の表明に過度に関心を集中すれば、もう一方の低

⁵ 「建設和諧社会、使用普通話」（協調社会を築くため、普通話を使いましょう）といった公共広告がテレビで放送されている事実から判断して、この「和諧社会」という目標がそもそも如何様にも利用可能な諸刃の剣であることは、肝に銘じておく必要が有るだろう。

⁶ 付（2008: 26）では、子弟が壮語を学ぶことを南寧の壮族がそもそも望んでいない現実が、数値で示されている。

なお、当該言語の話者が言語の継承に消極的であることを理由に、非母語話者による言語保護の企図を不要な干渉と見なす考えが存在する。しかし、人間の行為の結果である事柄を、「自然」と「人為」という二分法で捉え、前者を「本来の、望ましい」状態として肯定し、後者を否定するこの種の単純明快な考え方は、木村（2007）が指摘するように、「客観的な分類とみせかけて実は表現選択のレベルで評価が行われている」という根本的な問題を有している。また木村（2005: 9）では「介入以前にありのままの言語があるという見方」を「所与性の誤謬」、「言語に注意が向けられないのが自然な言語使用であるという言語観の限界」を「無意識性の誤謬」と名付け、それらに対する批判が展開されている。

次のレベルにおける行動がないがしろにされて逆効果を招きかねない。[...] 日常的に話されるという行為のなかで言語は生き残ることができるのであり、このような条例には実質的な面で必要とされるものが欠如しているのである。生き残りのために、立法措置をその主要な支えとして当てにすることはできない。(ネトル等 2001: 278)

事実、曾 (2008: 43) は、^{ミヤオ} 苗語 (Hmong) のラテン文字「苗文」による非識字者一掃の活動が 1986 年以降低調に転じた背景に、「民族文字の使用が法的に認められていながら、実際には何も保証されていないという現実がある」ことを看破している。

ネトルとロメインは続けて述べている。

仕事の場、政治、教育の全体にわたって使われる言語をコントロールすることは、言語の復興と保全の究極的な目標であってよいが、優先順位の筆頭に挙げられるべきものではない。伝達を十分に保証するに足る、家庭における言語使用を保証する手段がなければ、家庭の外で言語を支えようという試みは、パンクしたタイヤに空気を入れるようなものである。(ネトル等 2001: 278)

彼らの考えに従うと、家庭内での言語継承を復活させるのが上策の対応であり、制度教育の場を借りて非漢語の学習を行うことは次善の策になる。

しかし、家庭内で父兄が子弟に対して普通話やその亜種でしか話しかけなくなったことが原因で、固有の言語の継承が断絶する事例は、筆者の見聞する限り多発している。このように家庭内での言語継承の気運が高まらない社会環境下では、制度教育に頼ることも検討されて然るべきであろう。そこで問題として浮上してくるのは、効果的な表記体系の構築である。制度教育における言語学習は書写を介して行われるため、目標言語——普通話以外の言語は、その絶対多数が音声言語としてのみ存在している——をどう記すかという、一種の規範化から完全には逃れることができないからである。

中華人民共和国建国当初、非漢語の中には表記体系を持たない、もしくは伝承されてきた表記体系が機能不全であるものが、多く存在していた。それら無文字言語に対して国家が表記のための文字を与えることは、それまで抑圧されてきた無文字の民族が、社会主義による勝利を獲得することを意味した。当時は「漢字も世界の文字と共通の表音化という方向に進む」とする毛沢東の説が、言語政策の道標となっており (馬 1952: 4)、ラテン文字による表記法が考案された。しかしながら、国家的課題であった非識字者の一掃という期待も兼ねて考案された表音文字による表記法は、壮文が躍進した時期こそ有ったものの、概して浸透するには至らなかった⁷。その最

⁷ 1950 年代から 80 年代までの壮文推進運動は、『広西通志・少数民族語言志』(776-793) に詳しい。

なお、壮文による活字メディアとして、現在でも南寧では広西壮族自治区少数民族語言文字工作委员会によって、広西民族報社から週刊紙『広西民族報・壮文版』(*Gvangjsih Minzcuz Bau*)、三月三雜誌社から月刊誌『三月三』(*Sam Nyied Sam*) が刊行されているが、ともに街頭で目にすることは稀である。「三月三」は祭日である旧暦三月三日を指す語であり、壮族や侗族、苗族の共同体では、この日に伝統行事として歌を掛け合う祭が催される。

大の原因は、曾（2008）が苗語のラテン文字学習や漢語・苗語のバイリンガル教育が普及しなかった背景として貴州の苗族内部の対立を指摘するように、ポリティックスの次元に求められよう。壮語の場合でも、壮族内部の意見対立と、「漢語のみで教育を受けてきた上層部にいる幹部ほど漢語のみで教育を受ければよいと考え」たことが、普及を妨げた（岡本 1999: 553-555）⁸。

しかし、岡本（1999: 556-557）は、壮語のラテン文字が浸透しない原因を、表記体系自身の適性の欠如にも求め、次のように述べている。

チワン文は漢語ピンインと字母の上でできるだけ一致させることを意識してつくられたものであり、またチワン語の共通語をつくらうとして南北方言の中間にあることで選ばれた武鳴の言葉は、チワン族の間でどっちつかずで、使い勝手のいいものではないようである。

当該言語集団にとって適性を有した表記体系の選択や、正書法の考案が重要だとするこの一文は、傾聴に値するものである。筆者が壮文の字と音の対応関係について考察を試みる動機の一つは、この「表記体系の適性」の検証に在る⁹。

壮文を取り上げる理由は次の3点である。

①主母音に長短の対立が存在し、声調で調類数がおおよそ8を超える壮語は、必然的に言語音の数が多く、単音文字たるラテン文字で表記するにはそもそも難度が高い。その表記法の構造は解明するに値する。

②2.2で後述するとおり、現行の壮文は1982年に国家民族事務委員会において批准されたものであるが、その前身である壮文（1957年に国務院全体会議において批准）は、中華人民共和国で制定された非漢語の表記法として最初のものであると同時に、非国家語の表記法としても最初のものである。そこには建国初期の言語政策が色濃く反映していると推測される¹⁰。

③筆者の調査では、草案まで含めると壮文には6つの表記法が存在する。これは非漢語の表記法としては最多であると思われる。表記法間の違いからは、現行の表記法に至る過程の動態を窺い知ることができる可能性が高い。

なお、漢語と普通話とは同義ではない。「普通話」という語が現代漢語の標準語として公に使用されるのは1955年に遡る（藤井 2003: 123）。普通話とは（少なくとも理念上は）漢語の一種である北京官話を母体として構築されたと考えられる言語である。ところが、1955年以降も長期にわたり、非漢語話者の目標言語としては、普通話と並行して「漢語」という語が使用されている。「漢語」は、そこでは標準語としての普通話および若干の差異を有する地理的変種（例え

⁸ 王（1982: 10）や羅（2004:36-37）にも同様のことが述べられている。

⁹ 非国家語の表記法を分析した論考としては、遠藤（2006）の台湾の客家語に対するものが有り、資料を網羅した分析が行われている。客家語は漢語系諸語に属する言語である。また西田（2001: 791-793）はチベット・ビルマ語派の纳西語、哈尼語、傣僳語のラテン文字表記法について解説を行っており、「変用ローマ字」という名称を提案している。

¹⁰ 中国の言語政策と非漢語による教育については、岡本（1999）で詳細な研究が行われている。言語・文字の使用状況についても同書を参照されたい。

ば、リングフランカとしてすでに中国西南部を広く覆っていた西南官話)を意味するものとして使用されたと筆者は解釈している。そこで、本論では煩瑣を避けるために、特に漢語と普通話とを区別する必要のない場合は「漢語」と記すことにする。また、文字体系を成す個々の元(すなわち文字)を「字母」と呼び、具体的な言語音を表す記号としてのラテン文字(すなわち表記)を、字数の如何を問わず、「綴字」と呼ぶことにする。



写真-1 週刊紙「広西民族報・壮文版」(2006年8月9日)

2. 壮語と壮文

2.1 壮語の分布と音韻特徴

中華人民共和国の非漢族で最多の人口を擁する壮族は、大多数が壮語を母語としている。壮語は中国西南部の雲南省東部から広西中南部にかけて塊状に、広西中部以東は広西東部を経て広東省北部まで飛び石状に、分布している。その隣接地域には、布依語(貴州省南部)、^{タイ}傣語(Tai。雲南省南・西・北部)、侗語(Kam。貴州省東南部、湖南省西部、広西北部)、水語(Sui。貴州省南部、広西北部)、^{マオナン}毛南語(Maonan。毛難語とも。広西北部)、^{ムーラオ}仫佬語(Mulam。広西西北部)、^ベ臨高語(Be, Ong-Be。海南省北部)といった非漢語が分布しているが、これらは壮語と同じくカム・タイ語派に属する近縁の言語種である¹¹。壮語は北部壮語と南部壮語に大別されるが、系統関係上前者は布依語と大変近い。そもそも、1950年代前半の民族識別工作が省単位で

¹¹ Diller (2008: 7) が提唱する分類では、北部タイ語(北部壮語、布依語など)、中部タイ語(南部壮語、ヌン語など)、西南タイ語(タイ語、ラオス語、シャン語など)から構成されるタイ諸語(Tai)が、侗語や水語などから構成されるカム・スイ諸語(Kam-Sui)、そして^{ラキヤ}拉珈語(Lakja)、^ベ臨高語とともにカム・タイ語派を構成し、カム・タイ語派が^{ハイ}リー語派(Hlai branch)や^{ゲヤング}カダイ語派(Geyang branch)とともにタイ・カダイ語族(Tai-Kadai languages)を構成する。Edmondson (1997: 2)の提唱する分類もこれと基本的に同じであり、両者ともにBenedict (1966: 258)の分類に近い。これとは対照的に、タイ・カダイ語族以前の段階については、研究者の間で大きく意見が分かれる。Benedict (1975: 135)は

行われた結果、広西のグループが壮族、貴州のグループが布依族として別個に認定され、異なる言語名が付与されていたに過ぎず（岡本 1999: 547-548）、北部壮語と布依語の間に言語特徴の断絶が見られるわけではない。

壮語は孤立語で、単音節型声調言語である。『壮漢詞彙』（1984）によると、現行の壮文の表す声母、韻母、声調の目録は、次のとおりである。

声母（子音連続を含む）¹²

[p]	[ʔb]	[m]	[f]	[v]		[pj]	[mj]	
[t]	[ʔd]	[n]	[s] ¹³	[l]				
		[ŋ]	[ç]	[j]				
[k]		[ŋ]	[h]	[v]		[kj]	[kv]	[ŋv]

韻母（韻尾の p、t、k が無開放閉鎖音であることを表す ʔ は省略する）

[a:]		[e:]	[i:]		[o:]		[u:]		[u:]	
[a:i]	[ai]	[e:i]			[o:i]		[u:i]		[u:i]	
[a:u]	[au]	[e:u]	[i:u]			[ou]				
	[au]									
[a:m]	[am]	[e:m]	[i:m]	[im]	[o:m]	[om]	[u:m]	[um]		
[a:n]	[an]	[e:n]	[i:n]	[in]	[o:n]	[on]	[u:n]	[un]	[u:n]	[un]
[a:ŋ]	[aŋ]	[e:ŋ]	[i:ŋ]	[iŋ]	[o:ŋ]	[oŋ]	[u:ŋ]	[uŋ]		[uŋ]
[a:p]	[ap]	[e:p]	[i:p]	[ip]	[o:p]	[op]	[u:p]	[up]		
[a:t]	[at]	[e:t]	[i:t]	[it]	[o:t]	[ot]	[u:t]	[ut]	[u:t]	[ut]
[a:k]	[ak]	[e:k]	[i:k]	[ik]	[o:k]	[ok]	[u:k]	[uk]		[uk]

声調¹⁴

/1/	/2/	/3/	/4/	/5/	/6/	/7 短/	/7 長/	/8 短/	/8 長/
[24]	[31]	[55]	[42]	[35]	[33]	[55]	[35]	[33]	[33]

音韻体系の特徴で本論に直接関わるものは、次の3点である。

①声母に関しては、無声無気破裂音 [p]、[t] と対立する [ʔb]、[ʔd] が有るが¹⁵、調音部位を同じ

タイ・カダイ語族とオーストロネシア語族との頂点に祖語としてオーストロ・タイ（Austro-Thai）を立て、それにミャオ・ヤオ語族を組み込んだ仮説を提唱し、シナ・チベット語族とは異なる系統の語族とする。これに対して、中国では依然としてタイ・カダイ語族をシナ・チベット語族の一支系と考えている研究者が多いように思われる。

¹² この他に声母 [ʔ] が存在するが、壮文ではこれをゼロ声母として扱い、表記しないことになっている。

¹³ 壮文 1982 以前の資料は、概してこの音価を [θ] と記す。

¹⁴ 王（1984:31）の記述と照合し、調値は五度法に直して記した。

¹⁵ この音は、中国では主に広西と海南島の言語に見られる。中国の研究者は、声門閉鎖音 [ʔ] が先行する有声破裂音 [b] と [d] とすることが多い。これに対して、Hashimoto（1980）は非漢語である臨高語の記述において、雲（1987）は漢語系諸語に属する閩語（海南島文昌）の記述において、それぞれ入破音（非肺臓気流子音）[β] と [d] としている。また、劉（2006: 4, 242）も海南島の閩語について、国際音声記号の [β] と [d] を用いるのが相応しいとしている。本論では便宜上、中国の研究書に記される声門閉鎖音を冠した有声破裂音 [ʔb] と [ʔd] を用いる。

くする無声有気破裂音 [p^h]、[t^h] は無い。

②韻腹に関しては、[e] 以外の母音に長短の対立が有る。

③声調に関しては、調類 /1/ から /6/ までは閉鎖音以外が韻尾を担い、調類 /7/ と /8/ では無開放閉鎖音が韻尾を担う。

2.2 6つの表記法¹⁶

これまでに中国のカム・タイ語派でラテン文字による表記法が考案されたのは、壮語と布依語、侗語、水語のみであり、この中で国务院の批准を得たものは壮語の「壮文」のみである。毛南族や仫佬族は民族として公認されているものの、毛南語や仫佬語には表記法が考案されていない。著名な李方桂氏の著作『莫話記略』（1943年）以来その名が知られていた莫話（Mak）は、『中国語言地図集』（1988年）で一言語として扱われているが、やはり表記法を持たない。布央語や標話など、1980年代以降によく学術研究の対象として注目され始めた言語については言うまでもない。

壮文の考案は中華人民共和国建国の数年後に始まる。1951年に上京した壮族幹部の要望がきっかけとなり、壮語を表記する文字の考案企画が動き出している。52年3月には、中国科学院と北京大学から広西へ派遣された言語学者が、現地関係者と壮語方言の一斉調査を行い、初歩的な言語データを収集している。その数ヶ月後に、表記法の最初の草案が提出され、来賓県の寺脚で実験が行われた。袁等（1953）で使用されている表記法がそれである。本論ではこれを「壮文1952」と呼ぶことにする。基準点に定められたのは、北部壮語の来賓県と南部壮語の龍州県であった。

やがて1954年5月20日に政務院が『關於幫助尚無文字的民族創立文字問題的報告』（文字を持たない民族が文字を考案するのを支援することに関する報告）を批准すると、壮語の文字の考案作業は重点的項目となり、54年9月には広西壮文工作委员会が成立する。54年9月から55年2月にかけて行われた47県51地点の言語調査結果の整理と比較を経て、55年5月に南寧で壮文工作座談会が召集された。そこでの方言区画の議論を踏まえて、ラテン文字による『僮族文字方案（草案）』が立案され¹⁷、広西省人民委員会が12月11日の『広西日報』で公示を行っている（【写真2】）。本論ではこれを「壮文1955b」と呼ぶことにする。

ところが、壮文1955bの公示に先立つ同年8月には、これとは別の草案が提出されている。王（1986: 8-9）で言及されているものがそれであり、52年に提出された最初の草案と基本的に同じものであったと述べられているが、4.2で後述するとおり、細部には違いが認められる。こちらを「壮文1955a」と呼ぶことにする。

壮文1955bで基準点に定められたのは、北部壮語に属する武鳴県の双橋であった¹⁸。この草案は、1956年から57年にかけて試験的運用と部分的修正を経た後、中国文字改革委員会から『関

¹⁶ 各表記法の立案から批准までの経緯は、特に明記しない限り、王（1984）や戴等（1991）、費（1997）、羅（2001）、『中国少数民族文字』、『広西通志』の記述に拠る。

¹⁷ 「僮」は複数の発音を持つ漢字であり、誤解を招くとして、周恩来総理が壮健を表す「壮」に改めることを提唱し、1965年10月12日に国务院の指示によって「壮」へと改められた（張2002: 530）。

¹⁸ 基準点の選定が問題をはらむものであったことは、岡本（1999: 551-552）で指摘されている。

於討論僮文方案和少数民族文字方案中設計字母的幾項原則的報告』(壯文草案と少数民族文字草案で字母を設計するに当たつての原則数点についての報告)として国務院に報告された。この段階での修正は、4.2で検証するとおり、普通話の表音システム「漢語拼音」への接近をはかるものであった(王1957:7)。そして57年11月29日の第63回国務院全体会議において審議と批准がなされ、本格的な推進が決定された¹⁹。本論ではこの『僮文方案』を「壯文1957」と呼ぶことにする。筆者の知る限りでは、表紙に1957年10月と記されている油印本『僮文方案(草案)』が、壯文1957を記した最も古い文献である。

ところが、壯文1955bと壯文1957の間には、さらに別の草案が存在していたようである。筆者が発見した油印本『僮漢詞彙(初稿)』は、表紙に1956年9月と記されているが、いずれの壯文とも完全には一致しない表記法が使用されている。この油印本について言及した研究は、管限の限り存在しない。序文には、56年4月に原稿が完成していたこと、編集目的は教育、研究、幹部・教員育成などであること、叩き台である『僮漢詞典(草稿)』に修正や補充を加えて出来

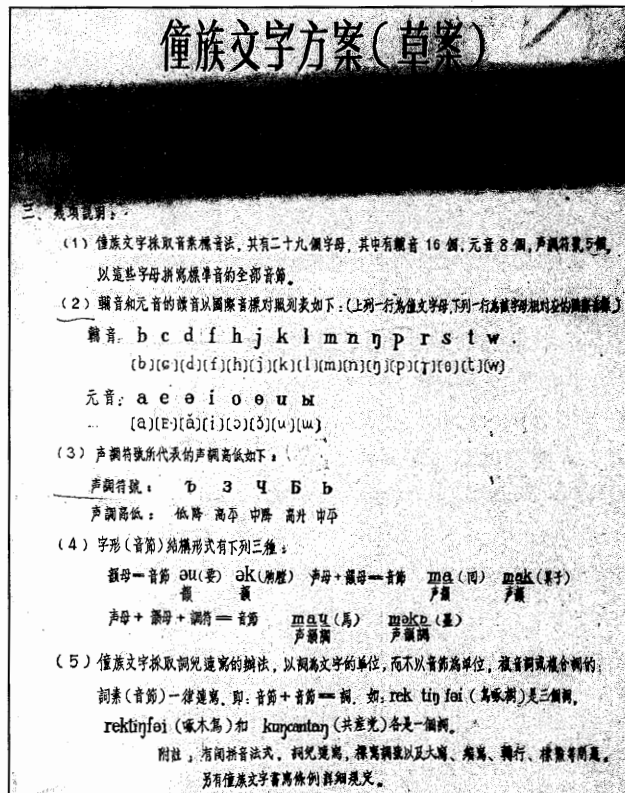


写真-2 『廣西日報』(1955年12月11日)に掲載された『僮族文字方案(草案)』

¹⁹ その約4ヶ月前の1957年7月1日には、壯文の新聞である『僮文報』(『廣西民族報・壯文版』の前身)が創刊されている。

上がったものであること、基準点は武鳴であることなどが記されている。ここで言及されている『僮漢詞典(草稿)』というものが如何なるものか、筆者には知る由もないが、それでも壮語・漢語の対照語彙集の制作が表記法の考案と並行して行われていたことは確かであろう。本論ではこの草案を「壮文 1956」と呼ぶことにする。『広西通志』(115頁)には、56年4月11日に修正された『壮文方案(草案)』が桂西壮族自治区人民委員会から広西人民委員会へ送られたと記されているが、それと壮文 1956 との関係は不明である。

その後、1959年末までに、広西では壮文で教える学校が52校建設され、学んだ民衆は290万以上に上った。しかし壮文の推進は、文化大革命の中で66年以後は中止に追い込まれる。文革が終結すると、80年5月に広西の共産党委員会は壮文の使用を復活する決定を行うが、壮文 1957で字母がラテン文字だけでなくキリル文字や国際音声記号、変形したアラビア数字から構成されていることに対して、書写や印刷に不便であるなどの見地から、改良を求める声が上がります。そして中国社会科学院や中央民族学院の助力を得て改良が施された『壮文方案(修訂案)』が、81年8月22日に国家民族事務委員会に上申され、翌年2月2日に批准される。基準点は、依然として武鳴である。現行のこの表記法を、本論では「壮文 1982」と呼ぶことにする。

3. 現行の表記法に見られる特徴

3.1 声母に関して——字と音の対応関係の移植

現行の表記法である壮文 1982 は、壮語の音韻体系に比して、いささか複雑な様相を呈している。複雑さは、綴字そのもののみならず、字と音の対応関係においても認められる²⁰。

カム・タイ語派のラテン文字表記法は、普通話の表音システムである「漢語拼音」に先駆けて考案された壮文 1952 と 1955a、1955b を除き、設計において、「漢語拼音」との整合性を確保する努力が行われている。つまり、カム・タイ語派の表記法には「漢語拼音」が部分的に転用されていると言ってよい。壮文 1982 には、1958年2月に批准された『漢語拼音方案』(以下、HPF 方案と略す)との整合性を見て取ることができる。しかし、「漢語拼音」は普通話のみの発音を表すシステムであり、非漢語はおろか漢語の地理的変種にすら対応した設計とはなっていない(中国文字改革委員会拼音方案委員会 1956: 5)。そのため、「漢語拼音」における字と音の対応関係は、そのまま壮文に移植されると、記号体系の経済性を損なう場合がある。

表1は両唇音声母(閉鎖音と鼻音)についての比較表である²¹。

²⁰ 字と音の対応関係は、『壮漢詞彙』(1984年)の記述に従う。

²¹ 本論では、閉鎖音を破裂音・破擦音(肺臓気流子音)と入破音(非肺臓気流子音)から成る範疇として用いる。

表-1 声母の表記 (両唇閉鎖音・鼻音)²²

調音方法	閉鎖音			鼻音
	無声無気 [p]	無声有気 [p ^h]	有声 [ʔb]	有声 [m]
HPF 方案 (1958 年)	b	p		m
壮文 1982	b		mb	m

壮語の閉鎖音 [p] と [ʔb] には、それぞれ b と mb が当てられている。武鳴をはじめ北部壮語には [p^h] が無いため、[p] に p、[ʔb] に b を当てても文字体系内で問題は生じない。しかし、漢語に同じ音価が有る無声無気音 [p] には HPF 方案と同じ綴字 b を用い、漢語に同じ音価の無い [ʔb] には敢えて文字数の多い綴字 mb を用いている。歯茎閉鎖音でも同様に、漢語に同じ音価が有る無声無気音 [t] には HPF 方案と同じ綴字 d を用い、漢語に同じ音価の無い [ʔd] には文字数の多い綴字 nd を用いている。HPF 方案の「濁音の字母—無声無気閉鎖音」という字と音の対応関係が、移植されているのである。

これにより、壮文 1982 の複雑さは増したが、HPF 方案との整合性は高まった。国家語の表音システムとの整合性を優先した選択であると考えられる。だが、この選択は単に国家語に同調するという儀礼ではない。壮文学習と漢語学習の相乗効果という、当時の強い期待がそこに潜んでいることを見逃してはならない。王 (1982: 12) は、1958 年に壮文の学習によって約 70 万人が識字層となったこと、ならびに 63 年以後は習得した壮文を漢語学習の道具として役立てると同時に、漢語を学びながら壮文の運用能力を高めることで、良い成績を収められると唱導されたことを述べている。壮文学習と漢語学習は、ラテン文字による非識字者の一掃と共通語の普及という、2つの国家的課題を達成するための基礎作業と位置付けられていた。字と音の対応関係において、壮文が HPF 方案と一致することは、まさしく一挙両得を約束するものであったに違いない。

3.2 韻腹に関して——二重基準

壮語では韻腹を担う a、i、o、u、w、すなわち e 以外の全ての母音に、長短の対立が有る。この長短の対立を文字体系の中でどのように処理するかは、表記法の根幹に関わる重要な問題である。

表 2 はゼロ韻尾以外の韻尾と結合する韻腹について、綴字を対照したものである。

²² 子音連続である [pj] や [mj] は挙げていない。

表-2 韻腹の表記（ゼロ韻尾以外の韻尾と結合する韻腹について）²³

母音の長短	長		短	
	[a:]	[o:]	[a]	[o]
HPF 方案 (1958 年)			a	o
壮文 1982	a	o	ae ²⁴	oe (-C) o (-V)

母音の長短	長			短		
	[i:]	[u:]	[ɯ:]	[i]	[u]	[ɯ]
HPF 方案 (1958 年)				i	u	
壮文 1982	ie (-C) i (-V)	ue (-C) u (-V)	we (-C) w (-V)	i	u	w

母音の長短を区別するために、補助記号を付加するという手段は用いられていない。また、字母そのものを変形させるという手段も用いられていない。字母の付加のみに依存している。かつ、同一字母の付加（すなわち字母の重複）ではなく、特定の字母の付加（ここでは e）という手段が採用されている。

だが、e は単一の機能を担う記号として利用されてはいない。まず、e の付加は、a と o の直後では短母音を表すのに対し、i、u、ɯ の直後では長母音を表している。これは一種の二重基準である。このことは、字と音の対応関係を複雑なものにしている。

	若い女性	柱
壮語 ²⁵	[sa:u] /1/	[sau] /1/
壮文 1982	sau	saeu
	排列する	這い上る
壮語 ²⁶	[pi:n] /1/	[pin] /1/
壮文 1982	bien	bin

漢語には母音に長短の対立が存在しない。そのため、HPF 方案への同調であれば、長母音か短母音のいずれか一方に、一律に e を付加することで達成されるはずである。e の付加に見られる二重基準は、声母の場合とは異なり、字と音の対応関係の移植ではないと考えられる。

『中国少数民族文字』（141）には、i、u、ɯ の直後に e を付加して長母音を表す理由が、次の

²³ 括弧内の C は子音、V は母音が、それぞれ韻尾として後続することを表す。

²⁴ ただし、単なる ae のみは、[a] ではなく短母音の韻母 [ai] を表すために用いられる。

²⁵ 語例は『壮漢詞彙』（1984 年）から引用した。

²⁶ 語例は『壮漢詞彙』（1984 年）から引用した。

ように述べられている。

- ① [e] に長短の対立が無く、韻母 [ei] が短母音である以外、韻尾の如何を問わず [e] は長母音である。
- ② 長母音である [i:, u:, u:] は、実際には渡り音 [ə] を帯び、[iə, uə, uə] のように発音される。一方で、王 (1982: 12) は、e を付加しない a が長母音を表す理由を、次のように述べている。
- ③ 長母音 [a:] を含む韻母は出現率が高く、ae よりも文字数の少ない a を当てる方が経済的である。
- ④ 漢語で a を含む語が壮語に借用されると、やはり音価に a を含む語となる。

筆者は、二重基準を生み出す危険を冒してまで a を長母音、ae を短母音とした主要な目的は、④に在ると考える。④は、字と音の対応関係を操作することで、漢語から壮語に入る借用語の表記が、HPF 方案と壮文とで相似することを意図したものである。

壮族は長期にわたり、漢族と経済・文化面での密接な関わりを有してきたため、壮語は漢語からの借用語を多く含む。借用の時期が比較的遅い借用語——近現代において借用されたもの——は、新借用語という範疇で括られることが多いが、その漢字音は主に漢語の一種である西南官話を借用元としている。西南官話で韻腹 a の語が、新借用語として壮語に入ると、多数は長母音 [a:] で発音される²⁷。そして、西南官話の韻腹 a は普通話の韻腹 a に対応するため、壮語の [a:] に壮文で a を当てると、HPF 方案と壮文の間では、下表のように語レベルで表記の相似、延いては一致を実現することができる。

	開 ²⁸	揺	万	壮
漢語 (普通話)	[k ^h ai]	[iəu]	[uan]	[tʂuɑŋ]
HPF 方案	kai	yao	wan	zhuang
壮語	[ka:i]	[ja:u]	[va:n]	[ca:ŋ]
壮文 1982	gai	yau	van	cang

相似や一致が実現すれば、壮文使用者が「漢語拼音」を用いた漢語学習で受ける利益は増加する。ここで期待されているのも、壮文学習と漢語学習の相乗効果であると言ってよい。

勿論、HPF 方案と壮文の間での表記の相似や一致は、漢語学習だけでなく、より重要な国体護持にも結果として貢献したと考えねばならない。新借用語は、『壮漢詞彙』(1984年)所収の見出し語では新来の概念を表す多音節語に多く見られ、政治・経済・文化・教育に関するものが含まれている(曹 2008: 25-26)。これらの範疇に属する語は、革命思想の浸透や民族幹部の育成に不可欠なものであったに違いないからである。

表記の相似や一致への挑戦は a だけにとどまらない。同じ絡繰りは、i や u について、逆に e を付加しない形式を短母音としたことで施されている。漢語の i や u は、壮語に借用語として入ると、韻尾が閉鎖音や鼻音の場合、多数が短母音 [i] や [u] で発音されるからである。

²⁷ 4.3 で後述するように、実際には長母音 [a:] 以外に、[o] や [e] で発音される語が若干数存在する。

²⁸ 語例は『壮漢詞彙』(1984年)の付録『新漢借詞語音転写表』から引用した。声調は省略。

	音 ²⁹	幸	損	龍
漢語（普通話）	[in]	[ciŋ]	[sun]	[luŋ]
HPF 方案	yin	xing	sun	long
壮語	[jin]	[hiŋ]	[sun]	[luŋ]
壮文 1982	yin	hing	sun	lung

これにより、壮文 1982 の複雑さは増しているが、借用語の表記について、HPF 方案との整合性は高くなっている。

なお、二重基準と見なせる絡繰りが、もう一つ存在する。同一の長母音が、韻尾の違いによって相異なる綴字を与えられている点である。表 2 の同一欄で -V と -C が付記された相異なる綴字がそれである。母音が韻尾を担う長母音 [i:u] と [u:i] の綴字は iu と ui であり、ieu や uei とは記さない。そのため、子音が韻尾を担う長母音、例えば [i:m] や [u:n] の綴字 iem や uen との間に齟齬が生じている。これは一見、相対する短母音 [iu] と [ui] が無く、長短の区別を行う必要がないため、e を付加する規則から除外されたものであるかのように思える。しかし、HPF 方案で韻母 iu や ui と表記される語は、新借用語として壮語に入ると、[i:u] と [u:i] で発音されるものが多い。

	酒 ³⁰	求	吹	亀
漢語（普通話）	[tciəu]	[tɕ'əu]	[tɕ'uei]	[kuəi]
HPF 方案	jiu	qiu	chui	gui
壮語	[ci:u]	[gi:u]	[cu:i]	[kvei]
壮文 1957	ciu	giu	cui	gvei

よって、これも単に綴字の文字数を抑えるためだけに e を付加する規則から除外されたものではなく、やはり借用語の表記が念頭に置かれていたと考えられるのである。

3.3 声調と韻尾に関して——暗黙値と二重機能

壮語は声調の調類数がおおよそ 8 を超える。この多数の調類をどのように表現するかは、これもまた表記法の根幹に関わる重要な問題である。

表 3 は調類 /1/ から /6/ までの 6 調類についてまとめたものである。これらの調類は舒声という範疇に属し、韻尾には閉鎖音以外、すなわち鼻音か母音が現れる。

²⁹ 語例は『壮漢詞彙』（1984 年）の付録『新漢借詞語音転写表』から引用した。声調は省略。

³⁰ 語例は『壮漢詞彙』（1984 年）の付録『新漢借詞語音転写表』から引用した。声調は省略。

表-3 調類の表記 (舒声)

調類	/1/	/2/	/3/	/4/	/5/	/6/
調値	[24]	[31]	[55]	[42]	[35]	[33]
壮文 1982	-	-z	-j	-x	-q	-h

HPF 方案では普通話の4つの調類を、それぞれ1つの補助記号を用い、ā, á, ǎ, àのように表す。それとは対照的に、壮文は音節末に字母を加えることで調類を表している³¹。そのため、声調に関しては、HPF 方案との整合性は意図されなかったと考えられる。ただし、音節末に字母を加える方法は、1952年に広西の来賓県で実験されていた壮文の草案ですでに用いられており(傅 1955: 25)、かつ当時は漢語の表記法についても、この方法を求める周(1955)などの意見があった。

特徴的なのは、壮文では調類/1/を表すための綴字が用意されておらず、音節末に字母を加えないことが一番目の調類であることを認識させる暗黙値となっていることである³²。調類/1/がゼロ記号で表されていると換言してもよい。表3の-のみの欄がそれである。そのため、壮文1982では調類のみが異なる語に、文字数の差異が出現することになる。

	年	肥った	唾を吐く
壮語 ³³	[pi] /1/	[pi] /2/	[pi] /5/
壮文 1982	bi	biz	biq

続いて、表4は調類/7/と/8/についてまとめたものである。これらは入声という範疇に属し、韻尾には(無開放)閉鎖音のみが現れる。入声では一つの調類が、韻腹を担う母音の長短を条件として、異なる2つの調値に分かれる地点が多い。そのため、閉鎖音韻尾は最多で/7短/、/7長/、/8短/、/8長/の計4声調で現れることになる。

表-4 調類の表記 (入声)³⁴

調類	/7/		/8/	
主母音の長短	短	長	短	長
調値	[55]	[35]	[33]	[33]
壮文 1982	<i>-p, t, k</i>	<i>-p, t, k</i>	<i>-b, d, g</i>	<i>-b, d, g</i>

³¹ 布依語をはじめカム・タイ語派に属する他の言語の表記法でも、同じ方法が採用されている。これに対して、広東語や潮州語など漢語系諸語の表記法では、1に始まるアラビア数字を加えることで調類を表すものが多い。

³² 布依語の表記法でも暗黙値を設けているが、侗語や水語の表記法では暗黙値は設けられておらず、調類/1/を表すための綴字1が用意されている。1はアラビア数字1との字形の相似を意図したものである。

³³ 語例は『壮漢詞彙』(1984年)から引用した。

³⁴ 韻尾を表す *p, t, k* や *b, d, g* は斜体で記した。

壮文 1982 の特徴は、調類 /7/ の韻尾に清音の字母、/8/ の韻尾に濁音の字母を割り当てている点に在る。ここでは p, t, k と b, d, g は、閉鎖音韻尾を表すと同時に、それぞれ調類 /7/ と /8/ を排他的に表しており、2つの機能を兼ね備えていることになる³⁵。

	たいまつ ³⁶	支給する	仏	罰する
壮語	[fat 55] /7/	[fa:t 35] /7/	[fat 33] /8/	[fa:t 33] /8/
壮文 1982	faet	fat	faed	fad

4. 表記法の設計と言語・文字政策

4.1 記号体系の変化——『漢語拼音方案』との関係

中華人民共和国では、すでに建国期において、非漢語に付与される表音文字は、当時まだ考案されていなかった漢語の表音システムと、将来的に形式を一致させるべきであるとの提言がなされている（羅 1952: 8）。これは、非漢語の表音文字が、考案の起点において、すでに漢語の表音システムに依存する側面を有するものであったことを示唆している。実際に、漢語の表音システムが壮文の設計に影響を与えたことは、壮文 6 種と普通話の表音システム「漢語拼音」とを比較することで、検証が可能である。検証を行う前に、ここでは「漢語拼音」考案の過程について、簡略な説明を行うことにする。

中央人民政府は 1952 年 2 月に中国文字改革研究委員会を立ち上げ、54 年 10 月には国務院に直属の中国文字改革委員会を設けることを批准している。普通話の表音システムは、中国文字改革委員会の中の拼音方案委員会（55 年 2 月設立）によって検討が進められた。55 年 10 月に拼音方案委員会の第 10 次会議は、全国文字改革会議に対して『漢語拼音文字方案初稿（拉丁字母式）』（以下、HPF 初稿と略す）をはじめ計 6 案を提出し、意見の徴収が行われた（周 1961: 150）。そして 56 年 2 月 12 日に『漢語拼音方案（草案）』（以下、HPF 草案と略す）が『人民日報』に掲載され、各界への意見徴集が行われる（費 1997: 221-222）。

雑誌『拼音』の創刊号（1956 年 8 月号）は『漢語拼音方案（草案）』修正意見特輯」と銘打たれており、巻頭を飾る「關於修正漢語拼音方案（草案）的初步意見」（草案の修正に関する初步的意見）では、HPF 草案およびそれへの対案たる修正第一式と修正第二式が組上に載せられ、個々の字母と綴字について、徴集意見を踏まえた議論が展開されている。その後、57 年 10 月に漢語拼音方案審訂委員会が第 5 次会議を開き、中国文字改革委員会から提出された『漢語拼音方案（修正草案）』についての討論と承認が行われる。そして 58 年 2 月 3 日に第 1 回全国人民代表大会第 5 次会議で中国文字改革委員会の主任呉玉章が報告を行い、会期末の 2 月 11 日に『漢語拼音方案』が批准された（費 1997: 242, 249-250）。

³⁵ 広東語や潮州語など漢語系諸語の表記法では、やはりアラビア数字を加えることで調類を表すものが多い。

³⁶ 語例は『古壮字字典』から引用した。

HPF 初稿から HPF 方案まで、綴字の一部分を対照してみよう³⁷。

	[tc]	[tc ^h]	[ɕ]	[ʂ]	[ŋ]	[i]
HPF 初稿 (1955 年 10 月)	g (=g [k])	k (=k [k ^h])	h (=h [x])	sh	ng	i / j
HPF 草案 (1956 年 2 月)	ɥ	q	x	ʂ	ŋ	i / j
HPF 方案 (1958 年 2 月)	j	q	x	sh	ng	i / y

ここで起こっているのは、一字一音の原則と非ラテン文字字母の許容という 2 つの方針を巡る揺れである。HPF 草案ではこの 2 つの方針が追求されている。しかし、1957 年に刊行された『漢語拼音方案草案討論集』に収録された徴集意見は、概してこの 2 つの方針の追求に反対であり、HPF 方案では撤回がなされている。そのため、[ʂ] を表す綴字は sh → ʂ → sh と、2 度にわたる変更を経験している。方針を巡る揺れは壮文をも襲った。4.2 で後述するとおり、壮文 1955b と 1957、1982 では抜本的な変更が行われているが、壮文 1955b と 1957 での変更はこの 2 つの方針の追及が反映したものであり、壮文 1982 での変更は撤回が反映したものである。

4.2 壮文に見られる設計方針の転換

本節では、壮文 6 種を比較することで、その設計に影響を与えた要因を検証する。

壮文 6 種を比較すると、絶えず変更が行われていることが分かる。表 5 は声母、表 6 は閉鎖音・鼻音韻尾と結合する韻腹について、それぞれ幾つかの綴字を対照したものである³⁸。

表-5 綴字の比較 (声母)

	[p]	[ʔb]	[j]	[ŋ]	[ɕ]	[ŋ]
壮文 1952	p	b	j	gn	sh	g
壮文 1955a	p	b	j	(?) ³⁹	sh	g
壮文 1955b	p	b	j	(?)	c	ŋ
壮文 1956	p	b	j	nj	c	g
壮文 1957	b	B	y	ny	c	ŋ
壮文 1982	b	mb	y	ny	c	ng

³⁷ 文字改革出版社 (1957:5-6) より引用した。なお、普通話の表音システムに期待される役割が変化したことと、立案から批准までの動向については、藤井 (2003: 82-90, 237-238) を参照されたい。

³⁸ 『広西日報』(1955 年 12 月 11 日) に記されている音価 [b] と [d]、[ɕ] は、それぞれ [ʔb] と [ʔd]、[ɔ] に当たる。[a] と [ɔ] に付された補助記号 ˘ は、短母音であることを表している。

³⁹ 壮文 1955a と 1955b では、n[n] と j[j] は見当たらないものの、前部硬口蓋鼻音 [ŋ] を表す gn や nj といった綴字は見当たらない。

表-6 綴字の比較 (閉鎖音・鼻音韻尾と結合する韻腹)

	[a:]	[a]	[i:]	[i]	[ɯ]
壮文 1952	aa	a	ii	i	w
壮文 1955a	aa	a	(?)	(?)	y
壮文 1955b	a	ə	(?)	i	ɣ
壮文 1956	a	ə	ie	i	y
壮文 1957	a	ə	ie	i	ɯ
壮文 1982	a	ae	ie	i	w

変更は設計方針に沿って分類することができる。それは、

- (1) 字と音の対応関係を国際的慣習に合致させるか否か
- (2) 字と音の対応関係を一字一音にするか否か
- (3) 文字体系に非ラテン文字の字母を許容するか否か
- (4) 同一音素に対する綴字を統一するか否か
- (5) その他

の5点である。

(1) に属する変更としては、

- (1a) 無声閉鎖音 [p] の綴字の変更：p → b (壮文 1957)
- (1b) 無声摩擦音 [ç] の綴字の変更：sh → c (壮文 1955b)
- (1c) 鼻音 [ŋ] の綴字の変更：ŋ → ng (壮文 1982)

を挙げることができる。国際的慣習への合致は、(1a) と (1b) で放棄されている。

(1a) は清音を表す p から濁音を表す b への変更である。この変更は「漢語拼音」への同調であるが、HPF 初稿、草案、方案ともに [p] に b を当てていることから、壮文 1957 の直前の HPF 草案に同調したものと考えられる。壮文 1957 では、調音部位を異にする無声閉鎖音 [t] の綴字も、同様に t から d へと変更されている。

(1b) は sh から c への変更である。壮文 1955b 公示の2ヶ月前には HPF 初稿が提出されており、そこでは [tʂʰ] に c、[tʂʰ] に ch が当てられている。そのため、この変更は HPF 初稿に同調したものと考えられる。HPF 初稿で声母が c や ch の語は、壮語に借用語として入ると、ほとんど全てが [ç] で発音される⁴⁰。

	粗 ⁴¹	茶	齒	册
漢語 (普通話)	[tʂʰu]	[tʂʰa]	[tʂʰɿ]	[tʂʰɿ]
HPF 方案	cu	cha	chi	ce
壮語	[çu]	[ça]	[çi]	[çe]
壮文 1982	cu	ca	ci	ce

⁴⁰ 「詞、此、次」など ci の語のみが sw [sw] で発音される。

⁴¹ 語例は『壮漢詞彙』(1984年)の付録『新漢借詞語音転写表』から引用した。声調は省略。

よって、[c]に対して国際標準の sh を斥け c を当てたことは、HPF 初稿と壮文との間での表記の相似・一致を狙った変更であると考えられる。

(1c) は η から ng への変更である⁴²。壮文 1957 で η が当てられていたのは、HPF 草案への同調と考えられる。ところが、壮文 1957 批准の翌年には、HPF 方案で [ŋ] の綴字が η から ng へ変更されてしまったため、壮文は長期にわたり HPF 草案の g [ŋ] を引きずることになってしまった。(1c) は HPF 方案への遅すぎた乗り換えと言えよう。

(2) に属する変更としては、

(2a) [c] の綴字の変更：sh → c (壮文 1955b)

(2b) [ʔb] の綴字の変更：B → mb (壮文 1982)

(2c) [ŋ] の綴字の変更：η → ng (壮文 1982)

(2d) 長母音 [a:] の綴字の変更：aa → a (壮文 1955b)

(2e) 短母音 [a] の綴字の変更：ə → ae (壮文 1982)

を挙げることができる。(2a) と (2d) では一字一音の実現がなされ、(2b) と (2c)、(2e) では放棄がなされている。

(2b) は B から mb への変更、(2c) は η から ng への変更、(2e) は ə から ae への変更である。いずれも一字一音は、次項で述べる、非ラテン文字字母の許容から方針転換をした代償として、放棄されている。

(2d) は長母音 [a:] の綴字の、aa から a への変更である。長母音 [a:] を a とする絡繰りは 3.2 で指摘したとおりであるが、aa から a への変更の目的はこの絡繰りの構築であったと考えられる。なお、壮文 1955b では、長母音 [o:] の綴字も、同様に oo から o へと変更されている。

一字一音の原則が提唱されたのは、羅 (1952: 8) においてである。しかし、壮文 1952 と 1955a では一字一音を追求した形跡はない。一字一音の追求は壮文 1955b に始まる。そして壮文 1957 では [ʔb] と [ʔd] に非ラテン文字字母の B と d を当てるという、徹底した追求がなされている。この原則から脱却するには、壮文 1982 まで待たねばならなかった。

(3) に属する変更としては、

(3a) [ʔb] の綴字の変更：b → B (壮文 1957)

(3b) [ŋ] の綴字の変更：g → η (壮文 1955b)

(3c) 短母音 [a] の綴字の変更：a → ə (壮文 1955b)

(3d) [w] の綴字の変更：y → ɰ (壮文 1955b)

を挙げることができる。この全ての項で非ラテン文字字母の許容が実現しているが、後の壮文 1982 ではいずれも放棄がなされている。

(3a) は b から B への変更、(3b) は g から η への変更、(3c) は a から ə への変更、(3d) は y から ɰ への変更である。1956 年 2 月の HPF 草案では非ラテン文字字母が使用されており、(3a)

⁴² 壮文 1952 など早期の表記法では [ŋ] に g を当てている。モリソン (Robert Morrison) の *A dictionary of the Chinese language* (1815-23 年刊行) のように、19 世紀に英国人が漢語の [ŋ] を記すのに g を用いた例が存在するので、g は必ずしも国際的慣習から逸脱しているとは言えないのであるが、王 (1986: 9) は g が国際的慣習から逸脱していると述懐している。本論は王氏の認識に従う。

はその方針に従ったものである。壮文 1957 では、調音部位を異にする [ʔd] の綴字も、同様に d から ɖ へと変更されている。これに対して、(3b) と (3c) は HPF 草案に先行して非ラテン文字字母を取り入れたものであり、壮文 1955b では短母音 [o] の綴字も、a と同様に o から ə へと変更されている。

興味深いのは、壮文 1956 は (3c) について壮文 1955b と同じく非ラテン文字字母を使用しながら、(3b) と (3d) については壮文 1955b と異なり、壮文 1955a と同じラテン文字字母を使用していることである。これは、非ラテン文字字母の許容に対して抵抗が存在したことを示すものではなからうか。もしそうでなければ、壮文 1955a、1955b、1956 を直線的系譜の上に配置することを再考する必要が出てこよう。

王 (1986: 9-10) が述懐するように、非ラテン文字字母の許容には、ソビエト連邦の顧問の意向が強く働いている。当時の中国は、ソビエト連邦の少数民族語の文字改革における経験を頼りとしていた。顧問はキリル文字や新造文字を表記法に許容させることに積極的であり、長母音を 2 文字で表すことには反対であった。壮文 1952 と 1955a では非ラテン文字字母は一切現れないため、顧問の意向は 1955 年 8 月以降に反映されたと考えられる。そして、非ラテン文字字母からの脱却も、壮文 1982 まで待たねばならなかった。

(4) に属する変更としては、

(4a) 長母音 [a:] と短母音 [a] の綴字の変更 : aa/a → a/ə (壮文 1955b) を挙げることができる。

(4a) では長母音 [a:] が aa から a へ、短母音 [a] が a から ə へ変更された。これにより、音素 /a/ を表す綴字が、長短母音間での一致を喪失する。壮文 1955b では、同様の変更が長母音 [o:] と短母音 [o] に対しても行われている。[o:] は oo から o へ、[o] は o から ə へ変更され、音素 /o/ を表す綴字も長短母音間での一致を喪失した。一致が回復するのは、長母音が a と o、短母音が ae と oe へ変更された壮文 1982 においてである。ところが、壮文 1982 では、a、o 以外については壮文 1957 の綴字を引き継ぎ、長母音 ie、短母音 i のようにしたため、e が相反する 2 つの機能を担うという二重基準を生み出すことになった。この二重基準の遠因は、壮文 1955b で長短母音の統一的表記が失われたことに求められる。

(5) に属する変更としては、

(5a) [j] の綴字の変更 : j → y (壮文 1957) を挙げることができる。

(5a) は j から y への変更である。この変更は、壮文 1957 批准の約 70 日後に批准されることになる HPF 方案が近因となったと考えられる。HPF 初稿と HPF 草案では、ともに母音 [i] に i と j を当て、音節頭では j を用いると定めていた。HPF 方案ではこの j が y に変更されている。壮文 1957 批准の時点でまだ批准に到っていなかった HPF 方案の変更点が反映されていることは、壮文 1957 が先取りを敢行してまで HPF 方案との一致を求めていたことを物語っている。

壮文 6 種の設計方針について (3) と (4) をまとめると、次のようになる。

	(3) 非ラテン文字字母の許容	(4) 同一音素に対する綴字の統一
壮文 1952	-	+
壮文 1955a	-	+
壮文 1955b	+	-
壮文 1956	+	-
壮文 1957	+	-
壮文 1982	-	+

壮文 1955b と 1982 の段階で大きな変更が行われたことが分かる。

図 1 は実行された設計方針の流れを図化したものである。壮文 1955b で行われた変更では、HPF 草案を左右することになる設計方針が、HPF 草案に先んじて実行された。そして、壮文 1957 では、同じ設計方針が、今度は HPF 草案を経由して実行されている。しかるに、壮文 1982 で行われた変更で盛り込まれたのは、30 年も前に HPF 方案で実行された設計方針であった。

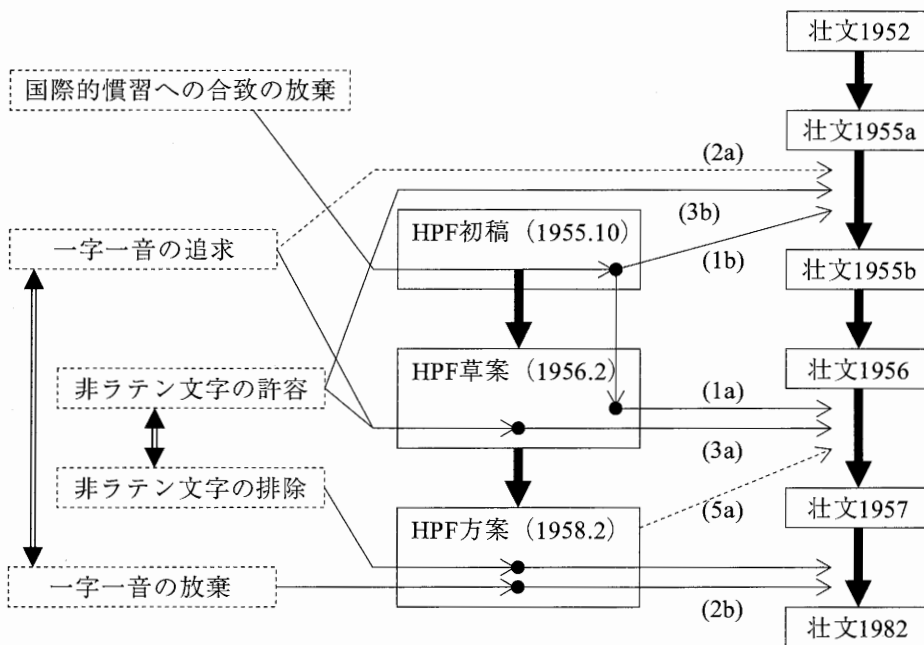


図-1 壮文と HPF における設計方針の流れ (破線は副次的なものを表す)

最後に、声調について壮文 6 種の綴字を対照してみる。3.3 で述べたように、声調に関しては、「漢語拼音」との整合性は意図されなかったと考えられる。しかし、変更点は見出される。

表-7 綴字の比較 (声調)

韻尾	調類 /1/	/2/	/3/	/4/	/5/	/6/	/7/	/8/
	[p, t, k] 以外						[p, t, k] のみ ⁴³	
壮文 1952	非表示	-c	-q	-x	-y	-z	非表示 (p, t, k)	-c (p, t, k)
壮文 1955a	非表示	-c	-q	-w	-x	-z	(?)	(?)
壮文 1955b	非表示	-b	-3	-4	-5	-b	非表示 (p, t, k)	-b (p, t, k)
壮文 1956	非表示	-z	-3	-4	-q	-x	非表示 (p, t, k)	-x (p, t, k)
壮文 1957	非表示	-2	-3	-4	-5	-b	非表示 (p, t, k)	非表示 (b, d, g)
壮文 1982	非表示	-z	-j	-x	-q	-h	非表示 (p, t, k)	非表示 (b, d, g)

表7で指摘することができるのは、

(6) 調類を表す綴字における非ラテン文字字母の使用

(7) 調類 /8/ の表示方法

の2点である。

(6) は (3) に属する問題であり、壮文 1955b で最初に実現がなされている。非ラテン文字の字母を使用することで、/2/ 以外の調類番号においてアラビア数字を模しているのがそれである。壮文 1956 では、部分的にラテン文字字母への揺り戻しが見られるものの、/2/ については、z を当てることで模することに成功している。そして壮文 1957 では非ラテン文字の 2、3、4、5、6 をそれぞれ 2、3、4、5、6 に見立てるといって、徹底した字母の選択が行われている。これらがラテン文字に改められるのは壮文 1982 においてであるが、壮文 1982 で /2/ に当てられている z は、壮文 1956 の z を受け継いだものと推測される。

(7) は調類 /8/ を他の調類に同定するか否かであり、(4) に属する問題とも見なすことができる。壮文 1952 から壮文 1956 までは、舒声のいずれかと同じ綴字を用いており、壮文 1952 では /2/ と同じ綴字 c、壮文 1955b と 1956 では /6/ と同じ綴字 b と x を、それぞれ韻尾を表す綴字 p、t、k の直後に付加して表している。壮文 1955b と 1956 で /6/ と同じ綴字を用いたのは、基準点である武鳴では /6/ と /8/ の調値がともに [33] で同じであることによると思われる。壮文 1952 で /2/ と同じ綴字を用いた理由は不明であるが、これも基準点の一つである龍州で /2/ と /8/ の調値が接近していることが理由である可能性がある⁴⁴。大きな変更が行われるのは壮文 1957 においてであり、調類 /7/ の韻尾に清音の字母 (p, t, k)、/8/ の韻尾に濁音の字母 (b, d, g) が割り当てられた。この変更は入声韻に対する音韻解釈に変化が起きたことを窺わせるものであり、調類

⁴³ 韻尾を表す p, t, k や b, d, g は斜体で記した。

⁴⁴ 袁等 (1953: 10) は龍州の調値について、/2/ を [31]、/8/ を [21] と記している。

/ʃ/ は b, d, g によって、他の調類と切り離され、排他的に表されるようになった。壮文 1982 ではそれを継承している。

4.3 音声形式に対する人為的操作——表記法設計のもう一つの側面

ここまで、壮文では字と音の対応関係が、壮文自身の問題としてよりは、むしろ「漢語拼音」との紐帯として規定されてきたことを指摘してきた。実は、「漢語拼音」との紐帯による規定は、表記の次元にとどまらない。このことについて本節で付言しておきたい。

壮文 1957 の批准から3ヶ月も経たない 1958 年 2 月に刊行された『僮漢詞彙（初稿）』（1958）は、公刊された壮語・漢語の対照語彙集として恐らく史上最初のものである。そこには付録四として「僮文中新漢語借詞譯音表」が付されている。これは、壮語における漢語からの新来の借用語について、発音を定めた指針と言うべきものである。1957 年 7 月 19 の日付が記されており、壮文 1957 の正書法の一部として、壮文 1957 が国務院に送られる前に定められたものであることが伺える。この「譯音表」では、漢語からの新来の借用語では地点間で発音に差が存在するとして、漢語の標準音に近づけるという原則の下に、統一的な「正しい発音」を定めている。「正しい発音」は、壮文の基準点たる武鳴の発音を基礎に適宜変更を加えた、「僮文譯音」という概念で提示されている。

この正音としての漢字音と言うべき「僮文譯音」は、必ずしも壮語武鳴方言の漢字音と一致しない。例えば、声母に関して、中古漢語の精母字（*ts）は、武鳴では s [s] で発音されるものと c [c] で発音されるものに分かれる。これに対して、「僮文譯音」では、漢語で韻母が [ɿ] である字を除き、c に統一すると定めている。

	早	竈	精	井
漢語（普通話）	[tsau]	[tsau]	[tciŋ]	[tciŋ]
壮語（広西 武鳴）	s-	c-	s-	c-
僮文譯音	c-	c-	c-	c-

また、疑母字（*ŋ）は遇攝一等韻だと、武鳴では3つの音形で現れるが、「僮文譯音」ではこれを v [v] に統一すると定めている。

	呉	午	誤
漢語（普通話）	[u]	[u]	[u]
壮語（広西 武鳴）	h-	∅-（ゼロ声母）	ŋ-
僮文譯音	v-	v-	v-

ここで行われているのは、単なる新来の漢字音に対する規範化ではない。漢語の標準音（つまり普通話の発音）に近づけた発音を正音として定めることで、壮文の使用が壮語の漢語への融合や壮語話者の漢語習得を推進するとの期待に因由する、音声形式の操作ではなからうか。想起されるのは、非漢語が漢語から語彙を借用する場合の規範に関する、庄司（1987: 1203）の次の指

摘である。

特に、この漢語の借用に関する問題はまた 1950 年代後半からの少数民族政策において、民族的傾向を抑え、漢語への融合を進めるための鉄則とかがわっていた。漢語との共通点を増加させることが融合への接近と見なされたため、新語を造語する場合、漢語からの借用語に限ったばかりか、表記においても漢語の拼音そのままの形で採用し、標準語である普通語の発音にしたがわせようとしてきた。

韻母に関しても同じ指摘が可能である。流攝一等字 (*əu) について、武鳴では大多数が əu [au] で発音されるにも拘わらず、「僮文譯音」ではこれを ou [ou] と定めている。

	頭	走	夠
漢語（普通話）	[t ^h ou]	[tsou]	[kou]
壯語（広西 武鳴）	-əu	-əu	-əu
僮文譯音	-ou	-ou	-ou

これは漢語音そのものをもって壯語漢字音とするに等しい。しかし、「僮文譯音」の ou を習得することは、同時に漢語の ou の習得を約束するため、背後には壯語話者の漢語習得に貢献するとの期待があったに違いない。

山攝合口一等韻舒声 (*uan) の幫組字と見組字、曉組字については、武鳴では大多数が on [o:n] で発音されるにも拘わらず、「僮文譯音」ではこれを an [a:n] と定めている。

	半	館	寬
漢語（普通話）	[pan]	[kuan]	[k ^h uan]
壯語（広西 武鳴）	-on	-on	-on
僮文譯音	-an	-an	-an

3.2 で述べたとおり、漢語で韻腹が a である語が壯語に借用語として入ると、多数が長母音 [a:] で発音される。ところが、山攝合口一等韻舒声字は、武鳴では韻腹が o [o:] となり、この対応規則から外れる。武鳴の発音 on を退け、an を壯語の正音として定めることは、「漢語で韻腹 a → 壯語で [a:] (壯文で a)」に対する反例を減らし、対応規則を強化することに繋がる。筆者が「僮文譯音」を、壯文で表記される音声形式そのものに対する人為的操作と考えるのは、壯文と「漢語拼音」との表記の相似・一致が、「僮文譯音」によって、より高度に実現されるからである。

音声形式そのものにまで手が加えられていたことは、表記法的设计段階において、すでに壯文使用者という存在が、いかに強く「漢語拼音」による漢語学習へと結びつけられて仮想されていたかを物語っている。

5. 結語

本論では、中華人民共和国の民族政策の下に考案された、壮語のラテン文字表記法「壮文」を概観し、表記法に幾つもの絡繰りが施されていることを指摘した。絡繰りは、そこに働いた言語政策の力学を物語っている。そして、絡繰りの多くは壮文が表記法として非自立的側面を有することと表裏一体となっているように思われる。この意味において、壮文は決して「単なる表記法」ではない。

壮文 1982 は、表層としては、言語音に文字を当てはめるのではなく、既成の正書法に言語音を押し込めたような、歪んだ表記法であるとの印象を免れない。壮語の複雑な音韻体系を合理的に表記する上で、幾つもの障碍を抱えている。字母 e の付加が長母音と短母音の双方を表すという二重基準の存在は、その一つである。ところが、こうした表層の非合理性は、決して故無きものではなく、壮文が表層で壮語の音韻体系を合理的に表すよりは、むしろ深層で「漢語拼音」と整合性を確保し、漢語習得の側面支援たることを第一義とした、当時の言語政策の産物と考えるべきものである。国家語の習得を支える道具としての性格が、壮語の発音を経済的に表記する任務に優先された代償と言うべきであろう。4.3 で述べた、音声形式そのものに対する人為的な操作は、同じ目的のために、さらなる深層に施された絡繰りであると、筆者は考える。

同様の絡繰りは、壮文以外の表記法にも多かれ少なかれ施されている。1985 年に貴州省政府の批准を得た布依語の表記法「布依文」では⁴⁵、漢語からの借用語に特化した字母が用意されている⁴⁶。漢語は 4 つの調類を持つため、漢語に由来する近現代の借用語は、布依語に入るとその 8 調類中の 4 調類 (/6/, /4/, /3/, /1/) で発音される。しかし、その表記にはこの 4 調類を表す綴字は用いず、漢語からの借用語専用に関別途設けられた y, f, j, q で表記することが定められている。

⁴⁵ 王 (1984) や『布依漢詞典』、『布依族語言与文字』、『布依語基礎教程』の記述を総合すると、布依文の辿った経緯は次のとおりである。1981 年 10 月に貴州省の民族事務委員会と民族研究所が共同で、57 年 2 月に国家民族事務委員会の批准を経て試験的に推進されていた『布依文方案 (草案)』の改定を議論する会議を招集し、表記法の抜本的な転換が検討された。85 年 3 月 21 日から 23 日にかけて貴陽市で改定のための座談会が召集され、81 年の改定草案に手を加えたものが『布依文方案 (修訂案)』として立案された。そこでは布依語の第一土語に属する貴州省望谟県の復興という地点が基準点に定められている。『布依文方案 (修訂案)』は 85 年には貴州省の民族事務委員会の査定を経て、省政府の批准を得ている。

⁴⁶ 声母に関しては、専ら漢語からの借用語を表記するための字母を 6 つ用意している。[p^h]、[t^h] など無声無気音声母は漢語からの借用語にしか現れないが、それを表記するために p、t などの字母が用意されている。また韻母に関しても、借用語専用の字母を 8 つから 9 つ用意している。一方、漢語からの借用語に現れる音節 [ts₁, ts^h₁, s₁, z₁] を表記するために、zi, ci, si, ri の主母音を、漢語からの借用語では舌尖母音 [ɿ] で発音し、それ以外では一律に [i] で発音することが定められているが、これは HPF 方案で [ts₁, ts^h₁, s₁, z₁] をそれぞれ zi, ci, si, ri と表記するのに合わせたものである。普通話の [z₁] が布依語で [z₁] と発音されるのは、現地の西南官話を借用元とするためである。

	体	操	日	記
漢語（普通話） ⁴⁷	[tʰi] /3/	[tsʰɑu] /1/	[zɿ] /4/	[tɕi] /4/
布依語（貴州 望謨）	[tʰi] /3/	[tsʰa:u] /6/	[zɿ] /4/	[tɕi] /1/
布依文	tij	caoy	rif	jiq

記号体系としてはこの4つの字母は余剰でしかない。余剰でしかない字母の存在は、漢語への融合、そしてそれに並行する漢語の習得に、布依文が貢献することがいかに期待されていたかを如実に示している。

また、1957年に国家民族事務委員会に報告された黎語の表記法「黎文」では⁴⁸、より深層の絡繰りとして、漢語からの借用語を想定した綴字の割り当てが行われている。この表記法では、yは有声歯茎摩擦音[z]に当てられており、字と音の対応関係は国際標準から大きく乖離したものとなっている。しかし黎語に見られる漢語からの借用語は、文昌方言をはじめとする海南島の閩語由来のものであることが多い。文昌方言で声母[dz]や[dz]の語は、黎語に入ると[z]で発音される（王1984: 696）。「員」のように文昌方言で声母が[dz]や[dz]である漢字は、多数が中古漢語で喻母(*j-)に属するものであり、普通話では零声母に前舌狭母音[i]や[y]が後続する音価で現れる。それをHPF案に従って書くと、yで始まる綴りになる。

	普通話 HPF 方案	閩語（海南 文昌）	黎語（海南 保定） 黎文
員	[yan] yuan	[dzuan]	[zu:n] yuen

—————▶
◀—————

つまり、黎語[z]へのyの割り当ては、黎文使用者がHPF案に頼って漢語の字音を学ぶ際に効力を発揮することを企図した結果と考えられる。黎文使用者もまた自ずと「漢語拼音」による漢語学習へと結びつけられていたのである⁴⁹。

さて、包（2011: 90-92）は非漢語による民族教育が衰退した原因として、民族学校を卒業しても非漢語を活かす場が社会に存在していないことを挙げている。非漢語をどのように活かすかが、国家にせよ地域社会にせよ、従来問われてこなかったということである。また曾（2008: 43）

⁴⁷ 語例は『布依漢詞典』から引用した。中古漢語の入声字（ここでは「日」）は、西南官話の大多数の地点で濁平字に合流しており、第2声で発音される。そのため、布依語では第4声に入る。

⁴⁸ 王（1984）や『黎漢詞典』、『黎語基礎教程』の記述を総合すると、黎文の辿った経緯は次のとおりである。黎語への一斉調査は、1956年6月に中国科学院、中央民族学院、中南民族学院などにより行われた。調査結果により黎語が5つの方言に区分され、俸方言に属する楽東県抱由鎮の保定村を基準点として『黎文方案（草案）』が設計される。57年2月に海南黎族苗族自治州の首府である通什市で召集された黎族語言文字問題的科學討論會で、草案が採択され、国家民族事務委員会に報告がなされている。

⁴⁹ 1957年の黎文は、海南島の民族語文学校や北京の中央民族学院の黎文コースにおける実践の過程で、欠点や遺漏の存在が明らかになり、84年9月に改定が行われた。そこではyはdzへと改められている。

は、1994年から98年にかけて貴州で行った、苗文推進事業に関する現地調査で得た実感を、次のように述べている。

[...] いくつもの県を歩いたが、日常生活において民族文字に触れる機会はほとんどなかった。人々が目にすることができる唯一の民族文字は、県政府の役所や銀行など公共施設の入り口の看板に、漢字と並んで書かれているミャオ文字だけである。しかし、民族文字でそこに記された語彙は、役所名を表す漢語からの借用語でしかない。まるで創作文字を学ぶ最終目的が漢語・漢字の円滑な習得であるという状況を象徴しているかのようである。

壮語にとって合理的な表記体系が登場しなかったことは、曾氏が指摘する苗文の事例と同様に、壮語をどのように活かすかが問われてこなかったことと密接に関連している。それゆえに、社会的受け皿として壮語をはじめとする非漢語が発展的に使用される空間を確立することは、非漢語存亡の鍵を握る最も重要な、かつ最も難度の高い課題となると予想されるのである。確立を模索する過程で、既存の表記法の見直しを含めた取り組みが行われるかどうか、注目していかねばならない⁵⁰。

参考文献（中国語簡体字の著者名と文献名は、本論中では〔 〕内に掲げた字体で記した）

- 遠藤雅裕. 2006. 「台湾客家語の表記システムについて」, 『中央大学人文科学研究所 人文研紀要』 56: 253-274.
- 岡本雅享. 1999. 『中国の少数民族教育と言語政策』, 社会評論社.
- 木村護郎クリストフ. 2005. 「言語政策研究の言語観を問う——言語計画／言語態度の二分法から言語管理の理論へ——」, 『言語政策』 1: 1-13.
- . 2007. 「言語における「自然」と「人為」: 説明用語から分析対象へ」, 『ことばと社会』 10: 120-135.
- 庄司博史. 1987. 「文字創製・改革にみた中国少数民族政策」, 『国立民族学博物館研究報告』 12 (4): 1181-1214.
- . 2003. 「中国少数民族語政策の新局面——特に漢語普及とのかかわりにおいて——」, 『国立民族学博物館研究報告』 27 (4): 683-724.
- 曾士才. 2008. 「貴州におけるミャオ文字の創作とバイリンガル教育」, 塚田誠之〔編〕『民族表象のポリテクス: 中国南部における人類学・歴史学的研究』, 27-61, 風響社.
- 西田龍雄. 2001. 「東アジアの諸文字」, 河野六郎・千野栄一・西田龍雄〔編著〕『言語学大辞典 別巻 世界文字辞典』, 782-799, 三省堂.
- ネトル, ダニエル・ロメイン, スザンヌ. 2001. 『消えゆく言語たち: 失われることば, 失われる世界』, 新曜社.
- 藤井(宮西)久美子. 2003. 『近現代中国における言語政策: 文字改革を中心に』, 三元社.
- 包聯群. 2011. 『言語接触と言語変異—中国黒竜江省ドルブットモンゴル族コミュニティー言語を事例として—』, 現代図書.
- Benedict, Paul K. 1966. "Austro-Thai." *Behavior Science Notes*, 1: 227-261.

⁵⁰ 最近提出された壮語徳靖土語の表記法案（廖 2010）にも、本論で指摘した問題点は依然として多く残されている。

- . 1975. *Austro-Thai language and culture, with a glossary of roots*. [New Haven]: HRAF Press.
- Diller, Anthony Van Nostrand. 2008. "Introduction." *The Tai-Kadai languages* (Anthony V. N. Diller, Jerold A. Edmondson and Yongxian Luo, eds.), 3-8, Oxon: Routledge.
- Edmondson, Jerold A. & Solnit, David B. 1997. "Introduction." *Comparative Kadai: the Tai branch*, (Jerold A. Edmondson and David B. Solnit, eds.), 1-32, Dallas: Summer Institute of Linguistics and University of Texas at Arlington.
- Hashimoto, Mantaro J. 1980. *The Be language: a classified lexicon of its Limkow dialect*. Tokyo: Institute for the Study of Languages and Cultures of Asia and Africa.
- 曹凱. 2008. 「从《壮汉词汇》看汉壮语的接触」. 广西大学硕士学位论文.
- 戴庆厦·许寿椿·高喜奎 [編]. 1991. 《中国各民族文字与电脑信息处理》, 中央民族学院出版社.
- 邓 [鄧] 佑玲. 2006. 《民族文化遗产的危机与挑战: 土家语濒危现象研究》, 民族出版社.
- 费 [費] 锦昌 [主編]. 1997. 《中国语文现代化百年记事 (1892-1995)》, 语文出版社.
- 付哈利. 2008. 「南宁市壮语语言功能衰弱的原因及对策」, 《梧州学院学报》18 (1): 23-26.
- 傅懋勳. 1955. 「拼音汉字中的声调问题」, 《中国語文》9月号: 18-25.
- 广西僮文工作委员会研究室 [編]. 1958. 《僮汉词汇 (初稿)》, 广西人民出版社. [《僮漢詞彙 (初稿)》(1958)]
- 广西壮族自治区地方志编纂委员会 [編]. 2000. 《广西通志·少数民族语言志》, 广西人民出版社. [《广西通志》]
- 广西壮族自治区少数民族古籍整理出版规划领导小组 [主編]. 1989. 《古壮字字典》, 广西民族出版社.
- 广西壮族自治区少数民族语言文字工作委员会研究室 [編]. 1984. 《壮汉词汇》, 广西民族出版社. [《壮漢詞彙》]
- 桂西僮族自治州人民委员会提出·廣西省人民委员会通过·中华人民共和国民族事务委员会修订. 1957. 《僮文方案 (草案)》, 油印本.
- 桂西僮族自治州僮文研究指导委员会研究組·中國科学院少数民族語言調查第一工作隊 [編]. 1956. 《僮漢詞彙 (初稿)》, 油印本. [《僮漢詞彙 (初稿)》(1956)]
- 郭堂亮. 2009. 《布依族语言与文字》, 贵州民族出版社. [《布依族語言与文字》]
- 国家民族事务委员会文化宣传司 [編]. 2009. 《构建多语和谐的社会语言生活: 民族语言国际学术研讨会论文集》, 民族出版社. [《構建多語和諧的社會語言生活》]
- 李方桂. 1943. 《莫話記略》, 國立中央研究院歷史語言研究所.
- 廖汉波. 2010. 「台语支中部组俛依语 (德靖土语) 音系概况与拼音方案详解」, 《中国壮学》4: 70-192.
- 刘 [劉] 新中. 2006. 《海南闽语的语音研究》, 中国社会科学出版社.
- 罗 [羅] 广武 [編著]. 2001. 《新中国民族工作大事概览 (1949-1999)》, 华文出版社.
- 羅季光. 1952. 「關於幫助少數民族創造文字的一些問題」, 《中國語文》12月号: 8-9.
- 罗 [羅] 秋平. 2004. 「阻碍壮文推广的成因及对策初探」, 《广西大学梧州分校学报》14 (1): 34-37.
- 馬叙倫. 1952. 「中國文字改革研究委員會設立會開會辭」, 《中國語文》7月号: 4.
- 孙 [孫] 宏开. 2001. 「关于濒危语言问题」, 《语言教学与研究》1: 1-7.
- 石学东. 2011. 《苗汉双语教学研究与实践》, 语文出版社.
- 王均. 1957. 「我們热烈欢迎汉语拼音方案新草案」, 《中国语文》12月号: 7, 14.
- . 1982. 「壮文创制和修订中的若干问题」, 《民族语文》5: 7-15, 42.
- . 1986. 「壮文工作漫谈」, 傅懋勳 [主編]《中国民族语言论文集》, 1-18, 四川民族出版社.
- 王均 [編著]. 1984. 《壮侗语族语言简志》, 民族出版社.
- 王伟·周国炎 [編]. 2006. 《布依语基础教程》, 中央民族大学出版社.
- 文明英·文京 [編]. 2006. 《黎语基础教程》, 中央民族大学出版社.
- 文字改革出版社. 1957. 「附錄 新旧拼音方案的比較」, 文字改革出版社 [編]《汉语拼音方案草案討論集》(第一輯), 5-6, 文字改革出版社.
- 雲惟利. 1987. 《海南方言》, 澳門東亞大學.

- 吴启禄·王伟〔編〕. 2002. 『布依汉词典』, 民族出版社. [『布依漢詞典』]
- 袁家驊·韋慶穩·張鋈如. 1953. 『一九五二年僮族語文工作報告』, 中國科學院.
- 张〔張〕声震〔主編〕. 2002. 『壮族史』, 广东人民出版社.
- 郑贻青·欧阳觉亚〔編著〕. 1993. 『黎汉词典』, 四川民族出版社. [『黎漢詞典』]
- 中国社会科学院·澳大利亚人文科学院〔編〕. 1988. 『中国语言地图集』, 朗文出版. [『中国語言地圖集』]
- 中国社会科学院民族研究所·国家民族事务委员会文化宣传司〔主編〕. 1992. 『中国少数民族文字』, 中国藏学出版社.
- . 1994. 『中国少数民族语言使用情况』, 中国藏学出版社. [『中国少数民族語言使用情况』]
- 中国文字改革委员会拼音方案委员会. 1956. 「关于修正《汉语拼音方案(草案)》的初步意見」, 『拼音』1: 2-10.
- 周国炎. 2009. 「贵阳郊区布依族语言使用情况调查及其母语濒危成因分析」, 国家民族事务委员会文化宣传司〔編〕『构建多语和谐的社会语言生活: 民族语言国际学术研讨会论文集』, 317-332, 民族出版社.
- 周有光. 1955. 「拼音文字中的声調問題」, 『中國語文』7月号: 4-6.
- . 1961. 『汉字改革概论』, 文字改革出版社.